

令和5年4月10日

部 課 長 各 位

中 間 市 長 福 田 浩

令和5年度予算執行方針

内閣府の令和5年3月の月例経済報告では、「景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」としている。また、「先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」ともしている。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へと引下げられることから、社会経済活動はポストコロナへと移行することが見込まれる一方、エネルギー価格及び物価の高騰等が市民生活及び地域経済に多大かつ深刻な影響を及ぼしており、先行きは不透明な状況である。

こうした状況の中で、本市では、令和5年度当初予算と前年度からの繰越事業を組み合わせることにより、物価高騰対策をはじめ必要な施策を切れ目なく一体的に実施していくこととしているが、今後も、国県及び社会経済情勢の動向を見極め、必要な施策を着実に実行していかなければならない。そのためには、職員一人ひとりが熱意と知恵をもって、効果的かつ効率的な予算執行に努めるとともに、社会経済情勢の急激な変化にも柔軟に対応していくことが求められる。各部局においては、国や県の動向を注視し必要な施策の適切な実施に取り組むとともに、引き続き行財政改革に全力を注ぎ、持続可能な市政運営に向けた強固な行財政基盤の構築に寄与されたい。

以上のことを踏まえ、中間市予算事務規則（令和3年中間市規則第17号）第10条第1項の規定により予算の執行方針を通知する。

記

1. 全般的事項

- (1) 予算執行にあたっては、「中間市予算事務規則」、「中間市財務規則」、「中間市契約事務規則」等に基づき、法令を遵守し適正に処理すること。
- (2) 計画的かつ早期の執行に努めること。資材等の供給が不足する社会情勢にあることに十分留意し、特に投資的事業については、地域経済活性化の観点からも早期の着手及

び完了を図ること。

- (3) 予算の繰越は、会計年度独立の原則の例外であり、また、執行の遅れは市民生活及び地域経済に影響を及ぼしかねないことから、真にやむを得ない場合を除き、安易な繰越は厳に慎むこと。なお、繰越が必要となる可能性が生じた場合は、速やかに財政課と協議すること。
- (4) 前年度からの繰越事業については、的確な執行及び早期完了に努めること。
- (5) 歳入においては、予算計上額の確保が歳出予算執行の前提となることに留意し、可能な限り財源の確保を図ること。
- (6) 歳出においては、最小の経費で最大の効果をあげるため、必要性、優先度、費用対効果、後年度負担等について多角的な検討を加え、必要に応じて見直しを図ること。
- (7) 補正予算は、制度改正や災害復旧等により真にやむを得ない場合のみ調製することとする。ただし、感染症対策や緊急経済対策等については、国や県の動向も踏まえ、緊急的な補正予算の調製も含め適切に対応すること。補正予算の調製が必要な場合は、速やかに財政課と協議すること。
- (8) 複数年契約の締結は、債務負担行為、長期継続契約根拠等に基づき行うこと。
- (9) 債務負担行為の変更や追加が必要となる場合には、速やかに財政課と協議すること。
- (10) 監査委員による指摘事項等を踏まえ、市民に対する説明責任を果たせるよう、適正に執行すること。
- (11) 事業成果が希薄な事務事業については、見直しを検討すること。

2. 感染症対策等に関する事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、感染拡大防止と経済活動の両立を見据えた積極的な事業展開を検討すること。
- (2) 感染症を契機として社会構造の変革が生じていることを認識し、事業の実施にあたっては、DXの取組についても検討を加え積極的な推進を図ること。
- (3) エネルギー価格・物価高騰の状況を踏まえ、また、SDGsの観点からも、事務経費や維持管理経費については、見直しや節減に努めるとともに、ペーパーレス化の推進やデジタル媒体の活用を図ること。

3. 歳入に関する事項

- (1) 自主財源については、予算計上額の確保に努めるとともに、増収を図ること。
- (2) 各事務事業における特定財源について、制度の把握に努め、所要額の確保に万全を期すこと。
- (3) 当初見込んでいた特定財源に減収の恐れがあるときは、支出抑制等の措置を講じることとし、安易に財源を一般財源に求めないこと。

- (4) 歳入の根幹である市税については、税負担の公平性や財源確保を図るため、課税客体の的確な把握に努め、徴収強化を図ること。
- (5) 国・県支出金については、補助制度の創設や組替えといった動向を見極め、積極的な活用を図り、一層の収入確保に努めること。感染症対策等に係る補助制度の動向には、特に注意を払うこと。
- (6) 市債については、最も有利な条件で最大限に財源を確保するよう努めること。市債を充当する事業について、事業の変更内容によっては借入額等だけでなく借入の可否にまで影響を及ぼしかねないことから、軽微な変更であっても財政課と緊密な調整を行うこと。特に、起債対象経費と補助対象経費が異なる場合があることに留意すること。

4. 歳出に関する事項

- (1) 不測の事態により緊急の対応が必要となった場合は、速やかに財政課と協議すること。
- (2) 「前例踏襲」や「予算の使い切り」といった意識を払拭し、事業の目的を的確に把握した上で事務の効率化や見直しを常に意識し、創意工夫により効果的な執行や経費の削減が見込まれるものについては、年度途中であっても積極的に取り組むこと。
- (3) 人件費は最大の事業費であることを認識し、事業の見直し、業務の効率化を図るとともに、職員の心身の健康の維持を目的とする職場環境改善の観点からも、時間外勤務の縮減に努めること。また、会計年度任用職員の任用は、必要最小限度とすること。
- (4) 物件費については、特に合理化及び改善の余地がないか仕様を含め適宜検証を行い、最適化を図ること。なお、委託料の対象は、職員対応が困難なもの、委託した方が経済的、効率的なものとし、安易な委託は避けること。また、光熱水費及び燃料費については、価格が高騰している状況を踏まえ、環境負荷の軽減の観点からも、必要最小限度の使用に留め、節減に努めること。
- (5) 補助金等の交付にあたっては、補助の目的、内容等を精査し、公正かつ適正に執行すること。また、繰越金等の状況に留意し、必要に応じて補助金減額などの措置を行うこと。特に、感染症の影響により例年並み又は予定したとおりの実績とはならない可能性があることに留意すること。なお、安易な事前交付は避けるとともに、事前交付が必要な場合であっても、概算払と前金払の性質を踏まえ、適切な支払方法により交付すること。
- (6) 補正予算の計上が必要となる事業の事前執行は、厳に慎むこと。

5. 予算流用に関する事項

- (1) 予算流用をみだりに行うことは、予算執行体制そのものを乱すことになりかねないため、やむを得ない場合に限り、必要最小限に留めること。
- (2) 地方自治法第220条第2項の規定により、各款の間又は各項の間での経費の流用は禁

じられているので注意すること。ただし、同項ただし書きの規定により、各予算に定めた場合の各項の間での経費の流用は可能である。また、中間市予算事務規則第14条の規定により、交際費及び食糧費を増額するための流用は禁止されている。

- (3) 予算流用にあたっては、原則として、流用が必要となる事態が発生した時点で速やかに財政課と協議すること。予算を担保せずに実施した事後報告による予算流用は認めない。
- (4) 予算執行に伴って生じた執行残額や契約差金については、不用額として確実に留保すること。最終的には、金額の規模や事業の性質等を勘案し、減額補正又は決算上の不用額として、より適切な方法により処理すること。やむを得ず予算流用を行う必要がある場合は、財政課と協議すること。
- (5) 予算流用を行ったことにより予算不足が生じかねない費目からの予算流用は避けること。

6. その他の事項

- (1) 資金繰り及び運用を円滑に進めていくため、収支ともに金額や日程について綿密な資金計画を立てること。また、計画に変更が生じることが判明した場合には、速やかに財政課及び会計課に連絡すること。
- (2) 議決を要する契約締結や財産の処分等については、議案提出時期を含め総務課と緊密な連携を図ること。
- (3) 特別会計については、「独立した会計」を設けた意義を認識の上、一般会計に準じて予算の計画的、効果的かつ適正な執行を行い、経費の削減及び受益者負担の適正化に努め、独立採算の原則の下、一般会計繰入金等の縮減を図ること。
- (4) 本方針に掲げる目標の達成には、全職員の共通認識が不可欠であることから、所属長においては、所属職員に対し周知徹底を図ること。
- (5) 10月1日から導入される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、遺漏なく準備を進め適切に対応すること。